北播磨総合医療センター院内病児・病後児保育室運営規程

令和元年6月1日 企業管理規定第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター(以下「医療センター」という。) に設置した病児・病後児保育室(以下「病児保育室」という。)の運営に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(保育対象者)

- 第2条 病児保育室の保育対象者は、医療センターに勤務する職員が養育する 子のうち、院内保育所の利用登録者で一定の期間内に利用実績がある者かつ 生後6ヶ月から小学校就学前の者であって、病院長が保育を必要と認めたも のとする。
- 2 病院長は、前項に規定する保育対象者が、病児保育に適さないと判断した ときは、病児保育室の利用を認めないものとする。

(利用定員)

第3条 病児保育室を同時に利用することができる定員は、3人とする。ただし、保育対象者の病状等により、定員未満でも利用できない場合があるものとする。

(休室日)

第4条 病児保育室の休室日は、土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)とする。ただし、病院長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休室日を設定することができる。

(保育時間)

第5条 病児保育時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする。ただし、午前8時00分から午後1時00分までを病児保育待機とし、それ以降利用がない場合は閉室するものとする。なお、病院長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用手続き)

- 第6条 病児保育室を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、 院内保育所へ利用予約をするとともに、かかりつけ医等を受診し病児・病後 児保育医師連絡票(様式第1号)(以下「医師連絡票」という。)を作成しな ければならない。
- 2 利用申請者は、前項の規定により作成した医師連絡票及び病児・病後児保

育利用申込書(様式第2号)を病児保育室に提出しなければならない。

3 前2項の医師連絡票の作成及び診療にかかる費用は、利用申請者が負担するものとする。

(利用不可)

第7条 利用不可と医師が判断した場合及び必要書類の不備、病状の悪化又は 水痘・麻疹・風疹・おたふく風邪・百日咳、肺炎に罹患している場合は、病 児保育室を利用できないものとする。

(保育料等)

第8条 病児保育室を利用する者は、利用した時間に関わらず保育料として1 日2,000円、給食代及びおやつ代は北播磨総合医療センター院内保育所 運営規程に定められた額とし、利用した月ごとに指定した期日までに納付し なければならない。

(運営の委託)

第9条 病院長は、病児保育室の運営を委託することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、病児保育室の運営に関し必要な事項 は、病院長が定める。

附則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。